

3-⑦ いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組 17	いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援
-------	---------------------------------

【担当所属：義務教育課 高校教育課 特別支援教育室】

1 現状

学校が、いじめ問題の解決に向け「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という早期発見・早期対応を図ることも大切ですが、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、「被害者も加害者も短期間に入れ替わる」という実態を考えると、いじめを許さない児童生徒を育成することが重要です。

また、いじめ問題は、学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域社会と協働して解決を図ることが重要です。家庭や地域社会との連絡を密にしなが、情報の共有化や連携した活動を行い、学校、家庭、地域、すべての関係者が一丸となって、県民総ぐるみでいじめに向き合う社会を築いていくことが重要です。

県教育委員会は、平成25年度、いじめ問題対策推進事業において、県内の国公立すべての学校を対象とした、児童生徒によるいじめ防止活動に取り組みました。

具体的には、下表にあるように、児童生徒が自分たちの力でいじめをなくす活動（学級会、児童会・生徒会活動等）を年間を通じて意図的・計画的に推進することで、児童生徒にいじめを許さない意識と態度を育て、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを見て見ぬ振りをしない」という気運の醸成を図りました。

児童生徒のいじめ防止活動	
4月	各学校でいじめ防止計画作成
5月	春のいじめ防止強化月間
6月	いじめ防止フォーラム 県内12地区で代表児童生徒が、「いじめをなくすために、私たちができること」を協議
7月	
8月	いじめ防止サミット 県内代表児童生徒による協議で、「いじめ防止宣言」採択
9月	いじめ防止宣言の活用 10月
12月	
12月	冬のいじめ防止強化月間
1月	いじめ防止子ども会議
3月	児童会・生徒会での振り返り

ぐんまの子ども「いじめ防止宣言」	
<p>私たちは、いじめは必ずなくすことができると信じ、いじめの問題から目を背(そむ)けずに、私たち自身の問題として考えます。そして、笑顔にあふれた学校生活のために、自分から行動を起こすことを約束し、ここにいじめ防止を宣言します。</p>	
一、勇気	わたしたちは、困っている人がいたら、自分のこととして考え、進んで行動します。
一、思いやり	わたしたちは、相手のことを思い、お互いを大切にします。
一、協力	わたしたちは、周りの人とよい関係をつくり、何事にも全員で取り組みます。
<p>平成25年8月18日 群馬県いじめ防止サミット</p>	

2 課題

- (1) 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的にいじめ防止に取り組める集団づくりを進めること
- (2) あらゆる教育活動を通じた人間関係づくりを進めること

3 取組の方向

- (1) 学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童生徒は自分たちの力でいじめを防止する活動を推進します。
- (2) 学校間の連携を密にして、児童生徒の経験に基づく意見交換を行います。
- (3) 児童生徒のよりよい人間関係づくりを進めるとともに、登校したいと思えるような魅力ある学校づくりに努めます。
- (4) 地域や関係機関との連携を図り、いじめ防止を地域の取組とします。

4 主な取組内容

- (1) 学級会、児童会・生徒会活動等を通じて、児童生徒が自分たちの力でいじめをなくす活動を進め、児童生徒一人ひとりに、いじめを自分のこととして考えさせます。
 - ① 定期的実施するいじめに関するアンケート結果を基に、学級や児童会・生徒会で、いじめをテーマとして話し合います。
 - ② いじめで悩む児童生徒を児童生徒同士で互いにサポートできる体制を考えさせ、実践に結び付けさせます。
 - ③ 地域ごとに小・中・高校生の代表が年齢や学校種を越えて一堂に会し、保護者や地域の人々と一緒に、いじめ防止について考えます。
- (2) 各教員が授業中の積極的な生徒指導等により、いじめを許さない「集団づくり」や「授業づくり」に取り組みます。
- (3) P T Aや地域の関係団体等と、いじめ問題等について定期的に協議する場を設けるなどして、日常的な協力体制を築いていきます。

5 達成目標

目標の概要	基準年度の状況(H25)	目標年度の状況(H30)
(1) 児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進した学校の割合	小 57.4%(H24) 中 63.5%(H24) 高 48.2%(H24) 特別支援42.3%(H24)	全校種 100%
(2) P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた学校の割合	小 14.3%(H24) 中 12.9%(H24) 高 6.0%(H24) 特別支援 0%(H24)	全校種 100%
(3) 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」と答えた小・中学生の割合	小 96.6%(H25) 中 94.9%(H25)	小 100% 中 100%

《コラム》

群馬県いじめ防止基本方針

本県では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、県内すべての学校の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、「群馬県いじめ防止基本方針」を策定しました。これは、策定の意義及び基本的な方向、基本理念、学校支援のための取組、保護者・地域支援のための取組、市町村・市町村教育委員会との連携、関係部局及び関係機関との連携、重大な事態への対応等に関する基本的な考え方を示したものです。組織として「いじめ問題対策連絡協議会」の設置や、第三者機関である「群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会」の活用を規定しています。この方針に基づき県全体でいじめ防止に向けた取組を推進していくこととしています。

